

校内規則

(ドイツ語版『Hausordnung』からの翻訳であり、この日本語版には効力はありません)

18.10.2012 全教員会議にて可決

11.06.2015 「共存のために」の章に電子機器の使用に関する追加を全教員会議にて可決

東京横浜独逸学園は、スポーツ施設、図書室、食堂、課外活動など、他の学校に勝るとも劣らない素晴らしい環境を生徒に提供しています。自主と自由を重んじる校風であり、時に行き過ぎることがあるのもまた事実ですが、生徒が課外時間を含めてこの学園で心地よく過ごせることを何よりも大切にしています。

しかしながら、共同生活をおくる上で、

- ・ お互いに心置きなく接することができるよう、
- ・ 無事に学園生活が送れるよう、特に年少の生徒の安全が守られるよう、
- ・ 校舎や設備・備品等が長持ちするよう、
- ・ 私たちを快く受入れてくれる日本の国、特に学園の周りの隣人に迷惑をかけることのないよう、生徒に守ってもらわなければならないルールはあります。

DSTY の生徒が従うべき規則を下記に述べます。学園の教員・保育士・保護者・訪問者についても同じ規則が適用されます。

事故防止と安全

DSTY は生徒の安全と健康に責任を持ちます。思わぬ事故を未然に防ぐため、以下のことを禁止します。

- ・ 武器及びあらゆる危険な玩具を持ち込むこと。怪我につながる飛び玩具もこの中に含まれます。
- ・ 校舎内外を問わず学園の敷地内およびスクールバス停留所から学園への路上でローラーボードや自転車等に乗ること。ローラーボードや自転車を持ってきた人は駐輪場に置いてください。
- ・ 校内でボール遊びをしたり走り回ること。それらは校庭でしてください。
- ・ アルコール類を持ち込むこと、あるいは摂取すること。
- ・ 喫煙。日本の法律に従い、20歳以下の者の喫煙は学園の敷地内に限らず、周囲の住宅、公園、駅やバス停への路上においても全面的に禁止します。

共存のために

- ・ 当園においては幼稚園児から高校卒業を控えた生徒まで、幅広い年齢の生徒が同じ屋根の下で学びます。できるだけ摩擦のない共同生活のため、それぞれの年齢層の専有空間を定めています。
 - 幼稚科部分 (1 階) は幼稚園児のための専有空間です。
 - 初等科部分 (1・2 階) と初等科校庭は初等科児童のための専有空間です。
 - 余暇室 (3 階 Freizeitraum)、休憩室 (4 階 Aufenthaltsraum)、自習室 (4 階 Stillarbeitsraum) は 5 年生以上の生徒の専有空間です。
 - 上級生室 (4 階 Oberstufenraum) は 10-12 年生のみの専有空間です。
- ・ 校内において、個人使用のスマートフォン、携帯電話、ノートパソコン、タブレット、MP3 プレイヤー等の電子機器は授業中スイッチを切り、手の届かないところに収納すること。例外は授業担当教員の判断によります。休憩時間及び空き時間の利用は 11, 12 学年の教室内及び上級生室において認められる。

- ・ 校舎内および敷地内における動画や写真の撮影は基本的に禁止します。例外は学園長の判断に委ねられます。

登校・下校

7:55-16:25 の就業時間中、学園は生徒の監督義務を負っており、保護者に対して、生徒の安全を守る義務があります。そのために、以下のことが義務づけられています。

- ・ スクールバス通学をする 9 年生までの生徒は、スクールバスを降りたらまっすぐに校内に向かうこと。
- ・ 9 年生までの生徒は、始業時間から下校時間まで特別な許可無しに学園の敷地を離れないこと。
- ・ 初等科の児童に関しては、分担表に従って、月曜日から金曜日まで担当教員が監督にあたること。
- ・ 10 年生以上の生徒は、自己責任において学園の敷地を離れることができる。10 年生に限っては年頭に書面による保護者の同意が必要。
- ・ 休憩時間については、別に休憩時間規則を設ける。
- ・ 授業に遅れることのないよう、教室あるいは専門教室前に集まること。時間厳守のため、朝の始業時間 2 分前、および休憩時間（大）の終了 2 分前に予備チャイムが鳴らされる。昼休みの前後にはそれぞれ 5 分間の休憩があり、チャイムで知らされる。
- ・ 終業後に学園の敷地内にとどまること・学園の課外時間のための設備を利用することは許可されているが、授業中の他のクラスやクラブ活動の邪魔になる行為は避けること。

校内における規律

誰も、傷んで汚れている校舎やそのような環境で勉強したり、授業をしたりはしたくないはずです。其の為には、皆で常に整理整頓をし、校舎を清潔に保つよう努力する必要があります。

生徒は自分自身の場所、つまり自分の席やその周辺、個人ロッカーを整理整頓し、清潔に保つ責任があります。また、机や椅子、個人ロッカーに落書きをしたり何かを貼り付ける事は、禁止されています。

教室に関しては、それぞれクラス全体での責任になります。黒板を消すというような日常作業は、クラス内でその整頓係を決めるようにし、担当となった生徒は、休憩時間（大）の間にも、教室内の状態を整えます。教室内の空気を入れ替え、退室の際にはクーラーや暖房、照明を消すよう気をつけなければいけません。

それぞれのクラスは教室を自由にアレンジ出来ますが、担任教員と取り決め、許可を得た場合に限りです。壁に直接絵や字を描く／書くことは禁止されています。

また生徒は、教室だけではなく、校舎や学園敷地内を清潔に保ち、何かが壊れたりしないよう共に努力する必要があります。損傷したり壊したりした場合には、その生徒の保護者により損害を賠償されます。

飲食について

生徒は食堂以外の場所でも次の場所で飲食をすることができますが、休憩時間に限られます。余暇室 (3 階 Freizeitraum)、図書室の読書コーナー、廊下、休憩室 (4 階 Aufenthaltsraum)、上級生室 (4 階 Oberstufenraum)。授業中及び教室での飲食は禁止されており、事前の許可が必要になります。

研究室、音楽室そしてパソコン室には大変敏感な機器が置かれており、また一部危険な物質で作業が行われていますので、これからの教室への飲食物の持ち込みは禁止されています。また講堂への飲食物の持ち込みも禁止されており、イベント・催し等の際は学園管理者に許可の申請を行う必要があります。

飲食物を自宅から持参する場合は、食堂内の飲食に限り食堂の食器を使用することができます。許可なしでは食堂内の食器を外に持ち出しをすることはできません。クラスでの催しや学園でのイベントの際は食堂責任者の許可の下で例外が適用されます。

ガムの処理は本当に大変で一度付いてしまうとなかなかきれいに取れません。校舎内のすべての場所においてもガムをかむことは禁止されています。

その他

教員室は教員の仕事及び休憩室です。生徒及び保護者の方の教員室への入室は会議等に招待されている場合にに限られます。すべての教員はこの規則が厳守されるように心がけなければなりません。

生徒のみによる専門教室及び資料室への入室は禁止されており、例外は教員による許可があった場合のみになります。

1年生以上の生徒は個人ロッカー利用の権限があり、各自ロッカーに名前を付けてください。鍵の預け金は 1,000 円です。盗難防止の為、貴重品は各自で管理をお願いします。体育の授業の際、貴重品は担当教員にお渡し下さい。

生徒のローラーボード、自転車、スクーターバイク及びオートバイクは専用の駐輪場所に停めて下さい。当園では生徒用の駐車場は設けておりません。

食堂の入り口の横に二枚の掲示板が設けられており、催し物や個々売買の広告を載せております。掲示板は生徒及び保護者の方にご利用して頂けます。個々売買の広告はまず事務局に提出し、当日のスタンプが押されます。すべての広告は通常 4 週間後に外されます。大型のプラカードは十分にスペースがある場合のみ利用できます。

校内規則は学園のすべての範囲に適用され、体育施設、専用教室、食堂や図書室においてはさらなる規則を設けることができます。

校内規則を守らない者に対しては学則に基づき、しかるべき措置が講じられます。

この校内規則は 2012 年 10 月 18 日に全教員会議にて可決されました。

2015 年 6 月 11 日に「共存のために」の章に電子機器の使用に関する追加が全教員会議にて可決されました。

2015 年 6 月 25 日

Dr. Detlef Fechner, OStD
DSTY 学園長

(2012 年版翻訳 : Eiichi Ando, Miki Stein, Chisako Steiger
2015 年改正)